

被災したみなさまへ

令和8年8月13日（木）の大雨による被災ごみについて

このたびの大雨による被害について、お見舞い申し上げます。

被害にあわれた市民の方へ、大雨による被災ごみの排出方法についてご案内いたします。

指定ごみ袋に入るものは、各分別の収集日にそれぞれの指定ごみ袋に入れて排出してください。

また、タタミなど指定ごみ袋に入らない大きなごみの排出方法は下記のとおりです。

① 清掃工場へ自己搬入

- ・減免を受けて無料で、清掃工場への自己搬入をご希望の方は、車両に廃棄物を積んだ状態にして、佐倉市役所廃棄物対策課 5 階の窓口へ、お越しいただき、廃棄物処理手数料免除の申請をしてください。その際、免許証など住所を証明するものをご持参になり、被災された廃棄物の証明として、被災された状況のわかる（被災された廃棄物の状況の）写真をあわせてご提出くださいますよう、お願いいたします。
- ・ご不明な場合は、事前に廃棄物対策課へごみの内容（処理できないものがあります）をご連絡ください。
- ・倒木等は、長さ 2 メートル以内、直径 20 センチ以内に収めてください。
- ・ごみは、清掃工場で、分別をしておろしていただきます。

■清掃工場（酒々井リサイクル文化センター 酒々井町墨 1506）
受付時間：平日 8：30～11：30、13：00～16：30

② 戸別収集

- ・自己搬入できない方は、無料で戸別収集いたします。
- ・廃棄物対策課にご予約ください。その際、ごみの内容、排出量、ご住所、お名前、お電話番号を教えてください。ただし、収集日の指定はできません。
- ・倒木等は長さ 2 メートル以内、直径 20 センチ以内に収めてください。
- ・ごみはご自宅の前やご自宅の駐車場など、ダンプ等収集車両が積み込みやすい場所にまとめて出してください。また、ごみは分別してください。

【搬入や収集ができないもの】

スプリングマットレス、石膏ボードや断熱材、自動車、バイク、原動機付自転車、テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、液体類、危険物などは処理できませんので、取扱店等にご相談ください。

◎自己搬入、戸別収集の減免期間は、令和 8 年 9 月上旬を目途としています。

ごみについてのお問い合わせ先
廃棄物対策課
電話 484-6149・484-4202

廃棄物処理手数料免除申請書

(宛先) 佐倉市 西田 三十五

私は下記の理由により、廃棄物処理手数料の免除を受けたいので、佐倉市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 25 条第 2 項の規定により申請します。

申請内容	
1.搬入日	令和 8 年 月 日
2.申請者	住所：佐倉市 氏名： 電話番号：
3.排出物	
4.排出量	
5.車両番号	
6.免除理由	8月13日の大雨による被災ごみ